

1 委託業務の件名

インクルーシブ・スポーツ・フェスタ広島 2024 運営等業務委託

2 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

広島県内((公社)広島県パラスポーツ協会が指定する場所)

4 事業概要

障害の有無に関わらず、誰もが参画し楽しめる「インクルーシブ・スポーツ・フェスタ広島 2024」(以下、「フェスタ」という。)を開催する。(公社)広島県パラスポーツ協会を中心に、県内の市町、競技団体、企業、大学、ボランティア、医療関係者等が連携し、スポーツを通じた多様性を認め合う共生社会の実現を目指す。

5 インクルーシブ・スポーツ・フェスタ広島 2024 開催概要

(1) 日程

令和6年11月16日(土)～17日(日) 2日間

※設営準備 令和6年11月14日(木)～15日(金) 最大2日間

(2) 開催場所

メイン会場：エフピコアリーナふくやま(福山市総合体育館)

サブ会場：福山市周辺市町(尾道市、府中市、庄原市、神石高原町、東広島市(未定))

(3) 開催内容

開会式、エキシビジョンマッチ、パラスポーツ体験会、トークショー等

(4) 主催

公益社団法人広島県パラスポーツ協会(以下「協会」という)

インクルーシブ・スポーツ・フェスタ広島 2024 実行委員会

(5) 実施競技

ボッチャ、アンプティサッカー、ウォーキングフットボール、車いすバスケットボール、フロアホッケー、車椅子ソフトボール、やり投げ、パラクライミング、ギソクの図書館

6 開会式概要

(1) 開催日

令和6年11月16日(土)

(2) 会場

エフピコアリーナふくやま(福山市総合体育館 / 広島県福山市千代田町1-1-2)

(3) 時間

60分程度

(4) 内容

オープニング動画投影、開会挨拶、来賓紹介・挨拶、パラアスリート紹介・挨拶、フェスタサポーター紹介・挨拶、メッセージ映像(仮)、参加者代表挨拶、アトラクション(特別支援学校生徒発表)(仮)、協賛企業紹介、次期開催市町挨拶、閉会挨拶

(5) 来場者

見込み 400人(令和5年度実績)

(6) 登壇者

ア 顧問

広島県知事	福山市長
尾道市長	府中市長
庄原市長	神石高原町長
東広島市長(未定)	翌年度開催市町長
(公財)福山市スポーツ協会会長	—

イ フェスタサポーター

広島東洋カープ	サンフレッチェ広島
サンフレッチェ広島レジーナ	広島ドラゴンフライズ
ヴィクトワール広島	—

ウ パラアスリート

未定(3~4名程度)

エ 広島県パラスポーツ協会

会長	副会長
副会長	特別顧問
常務理事	常務理事

オ 参加者代表

未定(2名程度)

7 エキシビジョンマッチ概要

- (1) 開催日
令和6年11月16日(土) 開会式後
- (2) 会場
エフピコアリーナふくやま(福山市総合体育館 / 広島県福山市千代田町1-1-2)
- (3) 時間
45分程度
- (4) 実施競技
ボッチャ(用具は広島県パラスポーツ協会が別途搬入)
- (5) 内容
開会挨拶、選手紹介、ゲスト紹介、競技内容・ルール説明、デモンストレーション、選手インタビュー、結果発表・講評、写真撮影、閉会挨拶

8 トークショー概要

- (1) 開催日
令和6年11月17日(日)
- (2) 会場
エフピコアリーナふくやま(福山市総合体育館 / 広島県福山市千代田町1-1-2)芝生広場
※天候によっては屋内実施
- (3) 内容
ア パラアスリートによるトークショー(45分程度)

イ お笑いタレントによるトークショー(1時間程度)
- (4) 登壇者
ア 未定(パラスリート4名程度)

イ 未定

9 業務内容

- (1) 会場設営業務
会場全体の設営を行うもの。特に定めがない限り、受託者が物品等を調達し、設置から撤去までを行うこと(別紙用具・機器等一覧参照)。

ア 開会式会場設営・撤収業務【メインアリーナ】

- ・メインアリーナの半面に土足用養生シートを設置すること(福山市備品)。
- ・メインアリーナに土足エリアと土足禁止エリアを区分する仕切りフェンスを設置すること(福山市備品)。
- ・ステージを設置すること(福山市備品(高さ 90 cm))。
- ・ステージ照明を設置すること。
- ・音響機器を設置すること。
- ・ステージに階段を設置すること(福山市備品)。
- ・ステージに車いす用スロープを設置すること。
- ・ステージにパンチカーペットを設置すること。
- ・ステージにスクリーン及びプロジェクターを設置すること(福山市備品)。その他必要な配線等については受託者において用意すること。
- ・ステージに来賓用テレビモニター(2台)を設置すること。
- ・ステージに登壇者用の机椅子、司会台及び演台を設置すること(福山市備品)。机には名札(前垂れ)を設置すること。
- ・ステージ両側に、目隠しパネルを設置すること。
- ・客席用の椅子(400脚)を設置すること(福山市備品)。
- ・開会式終了後、当日中に原状復帰すること。

イ トークショー会場設営・撤収業務【芝生広場】

- ・芝生広場にトークショースペースを設置すること。なお、ステージ等は特設設置せず、登壇者用のスペースを確保するため、会場に合わせて屋外用シートの設置やローピング等を行うこと。
- ・登壇者用の椅子を設置すること(福山市備品)。
- ・登壇者が飲料水等を置けるように、ミニテーブルを設置すること。
- ・登壇者用のマイク及びスピーカーを設置すること。

ウ その他会場設営・撤収業務【エントランスホールほか】

- ・エントランスホールに総合受付(机椅子、福山市備品)及び総合受付案内を設置すること(受付スタッフは含まない)。
- ・エントランスホールに企業ブースを設置すること(机椅子、福山市備品)。
- ・各体験会場に体験受付(机椅子、福山市備品)及び体験受付案内を設置すること(受付スタッフは含まない)。
- ・駐車場側出入口に来賓受付(机椅子、福山市備品)及び来賓受付案内を設置すること(受付スタッフは含まない)。
- ・正面入口用の立て看板を製作し設置すること。
- ・フェスタ終了後、原状復帰すること。

エ その他

- ・その他会場の設営及び撤収に必要な業務を実施すること。

(2) 開会式運営業務

開会式の企画、運営を行うもの。

ア 式典の企画・運営業務

- ・委託者と調整の上、式典の企画及び運営を行うこと。
- ・委託者と調整の上、司会者を選定、配置すること。
- ・式典の司会進行を行うこと。
- ・来賓及び登壇者用の胸章リボンを用意し配布すること。

イ 施設、登壇者等との調整業務

- ・会場施設と調整の上業務を進めること。調整内容は委託者と共有すること。

ウ 運営マニュアル・シナリオ作成業務

- ・委託者と調整の上、運営マニュアル及びシナリオを作成すること。

エ 会場レイアウトの企画・立案・図面作成業務

- ・委託者と調整の上、会場レイアウトを作成すること。レイアウトは、会場での掲示や来場客への配布を見据え、わかりやすく見やすいものとする。

オ その他

- ・その他式典の実施に必要な業務を実施すること。

(3) エキシビジョンマッチ運営業務

開会式後、登壇者等により実施するポッチャエキシビジョンマッチの運営を行うもの。

ア エキシビジョンマッチの企画・運営業務

- ・委託者と調整の上、ポッチャエキシビジョンマッチの企画及び運営を行うこと。
- ・エキシビジョンマッチの司会進行を行うこと。

イ その他

- ・その他エキシビジョンマッチの実施に必要な業務を実施すること。

(4) トークショー運営業務

トークショーの企画、運営を行うもの。

ア トークショーの企画・運営業務

- ・芝生広場にてパラアスリート及びお笑いタレントによるトークショーを実施すること。なお、天候によっては屋内で実施すること。
- ・委託者と調整の上、司会者を配置し、司会進行を行うこと。

イ その他

- ・その他トークショー実施に必要な業務を実施すること。

(5) オープニング映像の制作業務

- ・開会式等で投影する、フェスタの開催趣旨等を来場者にわかりやすく伝える動画を制作すること。
- ・動画の尺は3～5分程度とすること。

(6) フェスタの記録業務

- ・フェスタの実施内容を記録するため、開会式や各体験会、トークショー等の写真及び動画を撮影すること。
- ・動画は3～5分程度の記録映像として編集し、DVD等の記録媒体へ保存すること。

(7) その他

- ・体験会の司会進行を行うこと。進行にあたっては、各体験会の様子を会場全体に伝えるなど、会場の一体感の醸成に努めること。
- ・スタッフ(委託者)用インカム(20台)を用意すること。
- ・業務の実施にあたって、事前準備から事後処理までの各プロセスが滞りなく行われるよう、進捗管理を行うこと。また、進捗について適宜委託者の確認を受けること。特にフェスタ前の2ヶ月間は、週1回程度委託者が指示する場所で対面による打ち合わせを実施するなど、情報の行き違いが生じないように努めること。
- ・契約締結後2回程度、福山市会場にて委託者、会場施設担当者同席のもと現場打ち合わせを行うこと。
- ・契約締結後、フェスタの企画が進む中で起こり得る会場レイアウトの変更等にも柔軟に対応すること。

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果(映像、画像等の著作権を含む。)は、原則として、協会に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から協会に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が協会から受領又は閲覧した資料等は、協会の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知りえた協会の業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

この仕様書に記載のない事項については、その都度協議すること。